

竹田市医療人材確保支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内の医療機関における医療職の人材の確保及び育成を図るため、市内医療機関に就職し、市が定める期間勤務した者に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、竹田市補助金等交付規則(平成17年竹田市規則第50号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療機関 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所及び同法第2条第1項に規定する助産所であって、同法第7条第1項の規定により開設の許可を受けた病院、診療所及び助産所をいう。
- (2) 医療職 医療機関において、専門的知識及び技術をもって患者に医療サービスの提供を行う、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第12条第2項に規定する助産師免許、同条第3項に規定する看護師免許、同条第4項に規定する准看護師免許及び歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)第6条第1項に規定する歯科衛生士免許を有する者をいう。

(補助金の対象者)

第3条 補助金の区分、交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は令和8年4月1日以降に就職した者で、交付額は別表のとおりとし、補助金の区分ごとに1回に限り交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は交付対象者とならない。

- (1) 市税等の滞納がある者
- (2) 竹田市暴力団排除条例(平成23年竹田市条例第18号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 補助金の交付に係る医療機関を離職している者(同一法人内の市内に所在する別の医療機関において継続勤務している者を除く。)

(補助金の交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、竹田市医療人材確保支援事業費補助金交付申請書及び実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、対象要件を満たした日から起算して90日以内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 雇用及び雇用の形態が確認できる書類
- (2) 職歴が確認できる書類(就職奨励継続金の申請をする場合に限る。)
- (3) 資格が確認できる証明書
- (4) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (5) 市税等を滞納していないことが確認できる証明書(竹田市に住民登録のある者を除く。)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付決定通知)

第5条 市長は、前条の竹田市医療人材確保支援事業費補助金交付申請書及び実績報告書に係る内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定をするものとする。

2 規則第4条の規定による通知は、竹田市医療人材確保支援事業費補助金交付決定通知書及び額の確定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定による交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、補助金の請求をしようとするときは、竹田市医療人材確保支援事業費補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(検査等)

第7条 市長は、交付決定者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、必要に応じて関係書類等を検査することができる。

(帳簿の備付け)

第8条 交付決定者は、証拠書類を補助対象事業の完了又は廃止の日から5年間保存しなければならない。

(決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) その他この要綱又は関係法令の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、竹田市医療人材確保支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日からする。

別表（第3条関係）

区 分	交付対象者	交付額
(1) 就職奨励継続金（1年間）	ア 市内の医療機関に医療職の正規職員として就職した者（当該就職の日から過去に市内の医療機関に正規職員として勤務していた者を除く。）で、就職の日から1年間（同一法人内の市内に所在する別の医療機関における勤務期間を含む。）勤務したもの	100,000円
(2) 継続勤務報奨金（3年間）	次のいずれにも該当する者 ア 就職奨励継続金の交付を受けた者 イ 就職奨励継続金の交付対象となった就職の日から、継続して同一の医療機関で医療職の正規職員として3年間（同一法人内の市内に所在する別の医療機関における勤務期間を含む。）勤務したもの	100,000円
(3) 継続勤務報奨金（5年間）	次のいずれにも該当する者 ア 就職奨励継続金の交付を受けた者 イ 就職奨励継続金の交付対象となった就職の日から、継続して同一の医療機関で医療職の正規職員として5年間（同一法人内の市内に所在する別の医療機関における勤務期間を含む。）勤務したもの	150,000円